

みんなそろって
明るいお正月を

15日まで歳末たすけあい運動

共同募金会・社会福祉協議会

宇治市政だより

12/1

昭和57年
(1982年)

第613号

発行 宇治市
編集 文書広報課
宇治市宇治路33番地
電話 23141(代)
●毎月1日・11日・21日発行



完成した水道部新庁舎

水道部 新庁舎が完成

12月7日に移転

市民サービスの一層の向上へ 一階は業務課営業係と料金係

宇治市水道部がこの四月から宇治琵琶四五(免道第二小学校跡地)に建設中であった新庁舎が完成しました。これは、現在のプレハブ庁舎の老朽化、事務室の過密化などを解消し、より一層の市民サービスの向上とこれからの水道事業に対応していくため建設したものです。新庁舎が完成したことにより、十二月七日にプレハブ庁舎から移転し業務を始めます。

宇治市水道部新庁舎がこの移転したものです。しかし、程完成、十月七日現在のプレハブ庁舎から移転することになりました。

現水道部庁舎は、本館が手狭になったことにより、昭和四十五年プレハブを仮設

し移転したものです。しかし、

建設後十年も経過し、老朽化が激しく、年々低劣する水道事業に伴い職員数増加するにつれ事務室は過密状態になり、窓口をを訪れた市民の皆さんにも大変迷惑をかけるようになりました。

各階各課のあらまし

このように木目調を解消し、一階は市民の皆さんと直接関係する窓口の業務営業係と料金係の事務室になって

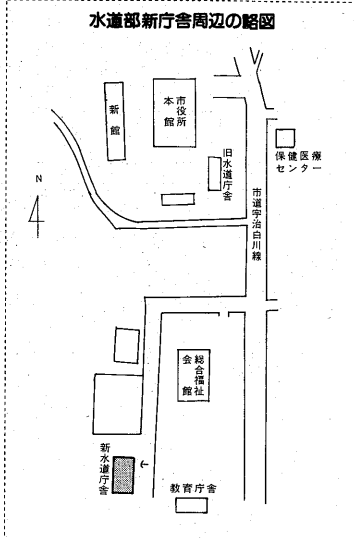
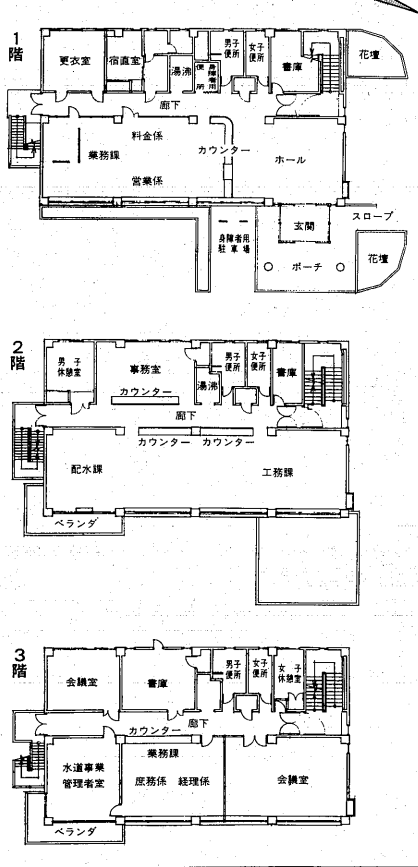
ます。二階は、工務課、配水課の事務室になっています。

一階は、市民の皆さんと直接関係する窓口の業務営業係と料金係の事務室になっています。

二階は、工務課、配水課の事務室になっています。

三階は、業務課営業係と料金係の事務室になっています。

水道部新庁舎平面図



水道は 市民の貴重な財産

市水道事業は、昭和二十五年に給水を開始し、市民の生活用水を供給するうちに努力を重ね、市勢の発展と共に人口も増加し、また生活水準の向上に伴い水の需要の増大を遂げ、特に昭和三十三年代後半から、特に昭和三十二年と三十三年の間に、人口急増、水道事業に著しい影響を及ぼしてきています。そこで市では、過去三回水増しの計画を取り組み、さらには、五十二年四月から自己水源の開発を柱とした第四次拡張事業に着手しています。この第四次拡張事業は、その目標年次を昭和三十二年とし

計画給水人口七万五千人、計画一日最大給水量五百八十八立方メートル、自己水源とし宇治・神明・開小倉・奥広野の各浄水場を持ち、宇治下居の府営第一山城水道から一日五万立方メートルの水を受けつけます。これは水能力のうち約七〇％を第一山城水道より受水していることになっています。府では、山城第一・第二水道の施設拡張や整備統合による、効果的な水の需給を図る計画がなされています。そのため、市水道事業は受水の立場で一定の方向はありますが、この府営水道の拡張事業の状況では第四次拡張事業が完成しても、なお水不足が予想され、市独自の水源確保の必要性が生ずるものと考えられています。

水道事業は市民の税金ではなく、各々の会計でまかなわれ、公益企業体としての独立採算制になっています。また、人件費、維持管理費、建設費などすべての経費は水道料金でまかないます。水は限りある資源。有効に利用し、私たちの貴重な財産である水道を大切にしましょう。



(その84)

宇治茶生産の中核をなす宇治茶の茶園が展開して来た。だが、第八十九回「延宝の検地」において触れたように、その茶園に課される税金の算定標準は「茶園の面積」ではなく、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。これは、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。これは、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。

斗代にみる宇治の茶園

「斗代」は、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。これは、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。これは、茶園の「茶樹の生育状況」を基準として算定された。

宇治茶園の斗代 (単位:斗)

町名	面積(町)	今植				中植				下植			
		上	中	下	計	上	中	下	計	上	中	下	計
宇治	25	20	15	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白川	—	—	15	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小倉	20	—	15	13	10	8	—	—	—	—	—	—	
伊勢田	13	—	11	9	8	—	—	—	—	—	—	—	
横島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15

第6回糖尿病のつどい



分量守った食事を

成人病の中でも高血圧は、二十歳以上の半数が罹患する。宇治市保健衛生会主催の「第6回糖尿病のつどい」には、八百八十八名もの患者さんが、毎日食事を作られる家族のみなさんが参加され、関心の高さがうかがえます。

ほしいもの・譲りたいもの
不用品情報センターへ

市では、家庭使用に不要な不用品を有償で回収し、不用品情報センターを設けています。

この不用品情報センターは、着払いのつどいで取り扱っていただくので、今年度は期前と後期の開設を日かから年百二十八日の三ヶ月間とするので、下記として利用ください。

登録の対象品目

分類	主な取扱品目
家具	ベッド・応接セット・サイドボード・座卓・タンス・げた箱・書棚・食器棚など
電気製品	ステレオ・ミキサー・テレビ・洗濯機・トースター・乾燥器・アイロン・ラジオ・冷蔵庫など
楽器	ギター・トランペット・エレキギター・マンドリン・尺八など
石油・ガス器具	ストーブ・温風ヒーター・ガスコンロなど
自転車	子供用自転車、婦人用自転車など(バイク類はのぞく)
ベビー・子供用品	二段ベッド・歩行器・ベビーベッド・ベビーバス・三輪車・ブランコ・ベビーカー・ベビータンスなど(おもちゃ、絵本、子供服はのぞく)
スポーツ・レジャー用品	テニスラケット・健康器具・キャンプ用品(食器、石けん、シーツ衣類、日用品はのぞく)(食器、石けん、シーツ衣類、日用品はのぞく)
一般家庭用品	ミシン・編機・カメラなど
学習用品	学習机・地球儀・天体望遠鏡・ランドセル・辞典・全集・図鑑など(雑誌、文具はのぞく)
その他	市が認めるもの

品物の取引方法

```

graph TD
    A[提供者] -- 交渉 --> B[希望者]
    B -- 登録 --> C[情報センター(商工観光課)]
    C -- 登録 --> D[希望者]
    D -- 交渉 --> E[提供者]
  
```

4日から人権週間

相談は、無料で、秘密厳守。人権相談所は、12月4日から12月10日まで、午前10時から午後4時。市民会館と西小倉集会所の両方で実施。お越しになれない人は、人権擁護委員宅または、京都地方協議会(宇治支局)まで相談ください。

人権擁護委員会 (敬称略)

氏名	住所	電話
荒木嘉夫	本幢大瀬戸50	31-8250
井戸田 侃	本幢熊小路4の8	31-8489
入江基之輔	宇治妙楽108	21-2030
北川 稔	伊勢田町毛舌40	41-7260
熊木治夫	横島町北内53	22-0153
前川 桂子	菟道丸山1の69	21-3458
松本 得一	宇治陰山17の32	22-2225
向井 信雄	大久保町山ノ内1	41-6488
山口 政一	小倉町西浦72	22-2444
山花忠次郎	宇治善法18	21-2249

明るい選挙推進運動—30周年

「民主政治の基は選挙から」と公明選挙連盟が産み出したのは昭和十七年。当時は、不慣れた選挙の虚構に飽きられた市民が、また、物に飢えた有権者が投票箱をもちこたへた。選挙の美徳は芳名情実流された風潮でもあった。以来二十二年明らかな選挙推進運動は、全国にわたる明るい選挙推進運動。選挙管理委員会を中心とした選挙浄化を進めてきた。

来月は選挙の年。宇治市でも府議会中興の議員選挙と参議院議員選挙が予定されています。そんなから、選挙に関心をもり、選挙眼を磨いておきたいもの。なお、次のようなことが明るい選挙の功労者として表彰をうけられました。

自治白象隊 吉山正作さん、宇治選挙 明るい選挙推進協会会長 岡地孝三さん、京都府選挙管理委員会委員長 松本 登さん、(9)五ヶ庄三番町 菊池秀勝さん、宇治市。

(選挙管理委員会)

1(木)	
2(木)	●法律相談(市民会館13時半~15時半)
3(金)	●血圧相談(川東集会所9時半~11時)
4(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
5(日)	
6(月)	
7(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時) ●青少年相談(市民会館13時~16時)
8(水)	●移動消費生活相談(城南荘集会所10時~15時)
9(木)	●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●人権相談(市民会館と西小倉集会所10時~16時)
10(金)	●血圧相談(開公民分館9時半~11時)
11(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
12(日)	
13(月)	●乳児相談(保健医療センター9時半~11時)
14(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時) ●年金相談(社会福祉協議会10時~12時)
15(水)	●精神薄弱者相談(市民会館13時~16時)
16(木)	●高齢者無料職業相談(社会福祉協議会13時~15時) ●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●行政相談(市役所市民相談室10時~16時) ●乳児相談(広野公民分館9時半~11時) ●幼児相談(保健医療センター13時半~14時半)

宇治市交通事故相談
 と き 12月10日(金)午後1時半~4時
 ところ 宇治市民会館2階
 相談員 弁護士
 申込み 相談を希望される人は市役所交通分課(☎☎3141内線279)へ

交通事故巡回相談所
 と き 12月8日(水)・22日(水) 午前9時~午後4時
 ところ 宇治市宇治若森 京都府宇治地方振興局
 内容 ●交通事故の法律問題 ●示談のしかた ●賠償額の算定 ●訴訟、調停のしかた ●自賠責保険等の利用、請求のしかた他。
 お問い合わせ 宇治地方振興局 ☎☎2970

相 談 カレンダー
 12月分



このほか、市政相談、一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日を除く毎日受付。家庭児童相談は月・金曜日の10時~16時に宇治福祉圏内の家庭児童相談室(☎8698)で、また、高齢者職業相談は毎週火・木曜日の10時~16時宇治橋通り分庁舎内で職業紹介無料を行います。

17(金)	●血圧相談(城南荘集会所9時半~11時)
18(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
19(日)	
20(月)	●乳児相談(小倉公民館9時半~11時)
21(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時) ●移動市民相談(東木幡集会所13時半~16時)
22(水)	
23(木)	●法律相談(市民会館13時~15時半)
24(金)	
25(土)	
26(日)	
27(月)	
28(火)	
29(水)	
30(木)	
31(金)	

社会福祉協議会の相談(●印)
 1人で悩まず、お気軽にご相談を。(社会福祉協議会=宇治橋通り市役所分庁舎内・☎☎5650)

- 心配ごと相談(民生児童委員)よろず相談全般。
- 法律相談(弁護士)法律問題全般。
- 結婚相談(専任相談員)登録・紹介。
- 高齢者無料職業相談(京都府社協・相談所員)高齢者の求人・求職など。
- 年金相談(社会保険労務士)年金全般。

もえないゴミ収集日程表

市役所清掃課
TEL ☎3141番

12/1	17	木幡(平尾、須留、御蔵山、畑山、御園、陣ノ内、赤塚、花柳、金草原、北島、松尾、北山畑、国鉄以東の正中・東中)
	2	20 六地藏(全域)
	3	21 五ヶ庄(広岡谷、国鉄以東の芝ノ東)
	6	22 木幡(熊小路)
	7	23 宇治(尻尾、小椋、宇文字、苅巻、妙楽、蓮華、塔川、善法、東山、下居、琵琶、野神、式番、池森、米飯、矢落、若森、国鉄以南の天神)
	8	24 小倉町(奥畑)
	9	25 開野町(国道筋を除く全域)
	10	27 大久保町(北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保)
	11	28 開野町(成田、新成田、国道筋の西裏・茶屋裏、派出所から近鉄踏切までの府道筋)
	13	29 小倉町(新田島を除く近鉄以東の全域、西山)
	14	1/4 伊勢田町(遊田、砂田)
	15	1/5 伊勢田町(南遊田)
	16	1/6 小倉町(近鉄以東の新田島)

し尿収集日程表

城南衛生管理組合
八幡市八幡沢
TEL 075-631-5171~3

六地藏・木幡・五ヶ庄・菟道・炭山・笠取地域	
1	21 寺界道、古川、西田、北ノ庄、野添、谷前、西浦一部、梅林官有地、大林一部
2	22 西浦一部、新開、平野宮住宅、折坂一部
3	福角(国鉄以西)、日替田、岡本、上村、大八木島
4	車田一部、平野、一里塚、戸ノ内(横島飛地)
5	車田、丸山、出口(国鉄以西)、森本(国鉄以西)、谷下り(国鉄以西)
6	福角(国鉄以東)、折坂(国鉄以東)、平野、一番割、二番割、三番割一部
7	西浦(国鉄以東)、三番割、芝ノ東(府道西側)、南端(国鉄以東)
8	芝ノ東(府道以東)、広岡谷、南山(A)、中村(さつきヶ丘)
9	南山(B)、金草原
10	南山畑、北山畑、大瀬戸(国鉄以東)、中村(国鉄以東)、東中(国鉄以東)、北島一部
11	北島、松尾、平尾、須留
12	花柳、赤塚、陣ノ内(国鉄以東)、御園、御蔵山、畑山、北御園、正中(国鉄以東)、町並一部
13	北御園山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、畑町全域
14	正中(国鉄以西)、西中一部、東中(国鉄以西)、陣ノ内(国鉄以西)、河原、徳永、柿ノ木町、丁目、社ノ辻町、紺屋町
15	内畑、西中、中村(国鉄以西)、大瀬戸(国鉄以西)、壇ノ東、西浦、熊小路、南端(国鉄以西)
16	大林、梅林、芝ノ東(国鉄以西)、西浦一部
17	笠取

白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域	
8	田原、井ノ尻、旦塚、平盛、南ノ口
9	北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(国鉄以西)、寺山(聖光園団地)
10	寺山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以東)、中島、石塚(心華寺通り以西)
11	東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心華寺通り以東)、宮北一部
12	小根尾、大開一部、尖山一部、宮東、宮北
13	野神、大谷、式番(府道以南)、大谷山(権見町)、琵琶、若森(国鉄以南)、矢落(国鉄以南)、苅巻一部(宇治橋通り以北、宇治警察西側通り以西)
14	下居、善法、苅巻、妙楽、宇文字、里尻(国鉄以南)、塔川
15	蓮華、乙方、東内、又振、山田、紅倉、白川、金井戸、山本、荒瀬、田中、大垣内、妙見、志津川
16	森本(国鉄以東)、段ノ上、蔵里、東西車上り、東中、西中、河原、門前、只川、中筋、池山、谷下り(国鉄以東)、出口(国鉄以東)

小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域	
1	21 老ノ木、久保、西山(国道以東)、蓮池
2	22 東山、天王、寺内一部、藤山、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)
3	寺内、西浦
4	南堀池(本通以北)、南堀池(本通以南)
5	南堀池(大和、田中)、堀池
6	南遊田、遊田、砂田、南山、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町全域
7	中山(近鉄以東)、大谷、西畑、中畑、春日森、一ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)
8	中山(近鉄以西)、毛語、若林
9	羽拍子町
10	蛇塚、式番(府道以北)、池森、米飯
11	北山A・B・C・D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
12	戸ノ内、矢落(国鉄以北)、苅巻(国鉄以北)、里尻(国鉄以北)、小椋
13	東目川、西目川、南落合(0~3の通りまで)
14	南落合(4の通り以降~13の通りまで)
15	南浦(100~110、84~98、30~33)、大京団地、山際一部
16	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
17	山際、半白、藪場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、権真、郡、石橋(大川原線以東)
18	
19	
20	

すみよい環境をつくりましょう(宇治市民会館から)

＜年末年始の特別収集のお知らせ＞
 し尿の特別収集は12月23日から行います。くわしいことは市政だより12月21日号でお知らせします。
 収集もれの場合は、必ずマンホール(収集口)側から確認の上、翌日(日・祝日は次の日)に城南衛生管理組合(☎075-631-5171)へご連絡ください。
 (城南衛生管理組合)